

大阪市城東区役所と大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合城東鶴見支部との 包括連携に関する協定書

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合城東鶴見支部（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）防災に関すること
- （2）まちづくりに関すること
- （3）地域保健・地域福祉に関すること
- （4）子ども・子育て支援に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること

（連携期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからでも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年1月10日

甲：大阪市城東区長

松本 勝己

乙：大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合城東鶴見支部 支部長 横山 久